

台 帳 入 力	年 月 日	担 当	確 認
	☐ 開栓入力 ☐ 使用入力 ☐ 閉栓入力 ☐ 中止入力 ☐ 新設 ☐ 撤去		

(別記様式第6号 裏面)

水道使用にあたっての留意事項について

条例	厚岸町水道事業給水条例
規則	厚岸町水道事業給水条例施行規則

- 1 水道の使用をやめるとき、用途を変更するとき、使用者の住所・氏名に変更があったときは、速やかに、水道課業務係に届け出てください。
(条例第13条、第17条、規則第14条、第20条)
- 2 水を汚染または漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは直ちに水道課業務係へ届け出てください。
(条例第19条)
- 3 水道使用量の検針は、毎月25日から月末までの期間で行いますが、転居、転出、その他、厚岸町水道事業給水条例施行規則に定める事由による場合は検針期間を変更することがあります。
(条例第23条、規則第23条)
- 4 水道料金は、厚岸町水道事業給水条例第22条の規定により算定します。
料金が改定になったときは、改定した年月日から適用になります。
(条例第22条)
- 5 水道料金は、納付期限までに納付してください。
納付方法については、水道課業務係へお問い合わせください。
(規則第26条)
- 6 水道料金を納入しないときは、給水を停止することがあります。
(条例第33条)
- 7 その他、厚岸町水道事業給水条例及び関係法令の規定を守ってください。
- 8 正当な理由がなく使用水量の計量を拒んだり、「2」に書かれている管理を怠った場合や、詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れたときは条例に定めた過料に処することとなります。
(条例第35条、第36条)

厚岸町水道事業給水条例、厚岸町水道事業給水条例施行規則の全文は
窓口配置しているほか、ホームページからご覧いただけます。
※ホームページアドレス

- 料金表と用途区分は、別紙のとおりです。
- 料金などが変わったときは、広報・ホームページでお知らせします。

厚岸町水道課業務係
連絡先 0153-52-3131

(別記様式第6号 別紙)

【水道料金表】

用 途	基本料金(1月につき)		水量料金(円／1立方メートルにつき)		
	メーターの口径 (ミリメートル)	金額(円)	水量区分(立方メートル)		
			10以下	11以上20以下	21以上
家事用	13	1,133	198	275	297
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
業務用	13	1,133	198	275	363
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
農業用	13	1,133	198	275	187
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
浴場営業用			132		
臨時用	メーターを使用するとき	1,133	572		

【下水道料金表】

用途	基本料金 (1月につき)		超過料金 (円/1㎡につき)
	使用水量	金額(円)	
一般用	4㎡まで	770	—
	5㎡から 8㎡まで	1,540	—
	9㎡以上	1,540	198
浴場営業用		33	

※ この料金表は、10%の消費税を含んでいます。

※ 月の使用日数が15日未満の場合は、基本料金2分の1。

※ 水道料金、下水道使用料が改定されるときは、広報で周知されます。

【水道料金の用途区分】

(条例第22条、規則第22条)

用途区分	
家事用	貸間、アパート、寮を含む家庭の用に水道を使用するもの
業務用	小売業、旅館、ホテル、料理店、飲食店、食堂、理容業、美容業、パチンコ店、サウナ風呂、ガソリンスタンド、官公署、学校、会社、病院、医院、プール、公園、法人、団体、個人の事務所、製氷工場、加工場、製造工場、その他これらに類する用に水道を使用するもの
農業用	酪農業、畜産業、牧場業、農作物の栽培業、その他これらに類する用に水道を使用するもの
浴場営業用	公衆浴場に水道を使用するもの
臨時用	工事、その他臨時に水道を使用するもの

- 下水道使用料については、浴場営業用以外は一般用となります。
(厚岸町公共下水道条例第16条)